

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年12月20日まで縦覧に供する。

平成22年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成22年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人栗井あじさいアグリ

安藤 忠司

観音寺市栗井町1553番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、広く農地の所有者から農地を預かり、そこでの営農を受託する。こうした、現あるいは将来耕作放棄地になるであろう農地を活用することで、国土の保全や環境に配慮したまちづくりをおこなう。また最新情報の活用や科学の進歩を取り入れた、経済活動を通じて、就労弱者の自立及び地域共同社会への貢献に寄与する事を目的とする。